

碧南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本市の市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局及び水道事業管理者の権限を行う市長部局とする。

3 対象事業者

物品等を調達する対象事業者は、次の各号に掲げる障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを実施する施設
 - ア 就労継続支援事業所（A型及びB型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次のいずれの要件も満たす重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上であること。
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20パーセント以上であること。
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上であること。

(4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

本市が調達する事務用品、食料品等の物品及び清掃等の役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

5 調達の目標

物品等について調達実績額が前年度を上回ることとする。

6 調達の推進方法

(1) 本市における取組方針

ア 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報収集について適宜行い、各部署への情報提供を行う。

イ 各部署は、この情報提供に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

ウ これまで障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達拡大にも努めるものとする。

(2) 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用するものとする。

7 調達実績の公表

毎年度終了後に概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。

8 その他

この調達方針に関する担当は、福祉こども部福祉課とする。

附 則

この方針は、平成26年2月1日から施行する。